議案第１０９号

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第261号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２　テニスコート等使用料の表中「270円」を「400円」に改める。

別表第１の４　入浴施設使用料の表中「380円」を「420円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「7,600円」を「8,400円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。